

長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等から住民の生命を保護するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年4月1日施行。以下「交付金要綱」という。）に規定するがけ地近接等危険住宅移転事業を行う者に対して、補助金を交付することに関し、交付金要綱及び京都府崖地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱（昭和48年京都府告示第562号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地近接等危険住宅移転 危険住宅を除却し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）以外の地域に移転するものをいう。
- (2) 危険住宅 現に居住し、特別警戒区域内に存する住宅又は居室を有する建築物（内外にわたる場合を含む。）で、特別警戒区域に指定された際、現に存し、又は現に建築中であつたもの及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合していないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業を行う者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) がけ地近接等危険住宅移転事業を行う関係者全員が、長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 本市の区域内に存する危険住宅の除去を行う事業
- (2) 本市の区域内に存する危険住宅の除去を行い、市内において特別警戒区域以外の地域に当該危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修をする事業

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用（交付金要綱附属第三編表イ-16-(12)-1に規定する限度額の範囲内に限る。）とする。

- (1) 危険住宅の除却等 当該危険住宅の除却等に要する費用
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修 当該危険住宅に代わる住宅

の建設（購入を含む。）及び改修のために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金に係る利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する費用

- 2 補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、関係書類を添付して長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業事前協議書（別記様式第1号）を市長に提出し、市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、内容を審査の上、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条第2項の規定による認定を受けた申請者は、関係書類を添付して長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付決定通知日以降に、補助対象事業に着手すること。
- (2) 補助対象事業が適正に行われることを確認するため、必要があるときは、市長が現地において実施状況及び完了後の現況等を確認するものとする。
- (3) 前号に規定する確認について、補助対象事業を施工する工事施工者等は協力すること。

（計画の変更）

第9条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた後に第7条に規定する申請の内容を変更しようとするときは、関係書類を添付して長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更決定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、長岡京

市がけ地近接等危険住宅移転事業中止届・廃止届（別記様式第7号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（完了実績の報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業完了後15日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、関係書類を添付して長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業完了実績報告書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、内容を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、前条の確定通知書を受領した日から15日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金支払請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による支払請求書の提出があったときは、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、交付決定若しくは補助金の確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 廃止届を提出したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により、交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象事業に係る工事施工者等が、暴力団員等であることが判明したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取消し等を行った場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(別紙)

事業実施計画書

1 申請者及び移転概要

申請者の氏名		電話番号	
申請者の住所			
移転予定先の住所			
移転予定日	年 月 日		

2 危険住宅の除却等に要する経費

工事契約予定日	年 月 日		除却完了予定日	年 月 日	
除却工事	住所				
予定請負業者	名称				
危険住宅の取壊しに要する費用					円
仮住居に要する費用					円
住居移転に伴う家財道具の運搬費					円
その他費用 ()					円
計 (①)					円
予定補助金額 (除却等経費)	円		① (千円未満切捨て) と第3条に定める補助限度額の いずれか少ない方の金額		

3 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費

(1) 建物

契約予定日	年 月 日		請負契約又は売買契約予定日	
着工予定日	年 月 日		完成予定日	年 月 日
予定請負業者 (工事業者・売渡人)	住所			
	名称			
予定工事(購入)費				円
予定自己資金				円
予定借入額				円
予定借入先 (金融機関名)				
予定返済期間	開始	年 月 日		
	完了	年 月 日		
	年数	年		
利率(概算)	%			
利子総額(概算)	円			
予定補助金額 (建物取得経費)	A	円	(千円未満切捨て)	

(2) 土地

売買契約予定日	年 月 日	
移転予定先の 住所		
土地の購入予定先 (売渡人)	住所	
	名称 (氏名)	
予定土地購入価格	円	
予定自己資金	円	
予定借入額	円	
予定借入先 (金融機関名)		
予定返済期間	開始	年 月 日
	完了	年 月 日
	年数	年
利率 (概算)	%	
利子総額 (概算)	円	
予定補助金額 (土地経費)	B 円	(千円未満切捨て)

(3) 造成

請負契約予定日	年 月 日	完成予定日	年 月 日
造成工事 予定請負業者	住所		
	名称		
予定造成工事費	円		
予定自己資金	円		
予定借入額	円		
予定借入先 (金融機関名)			
予定返済期間	開始	年 月 日	
	完了	年 月 日	
	年数	年	
利率 (概算)	%		
利子総額 (概算)	円		
予定補助金額 (造成経費)	C 円	(千円未満切捨て)	

予定補助金額 (住宅建設等経費)	円	A+B+C の合計額と第3条に定める補助限度額の いずれか少ない方の金額
---------------------	---	---

長岡京市長 様

申請者 〒 -
住 所
氏 名
電話番号

長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書

長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、認定通知を受けたので、同要綱第7条の規定により、補助金の交付について申請します。

なお、申請者及び申請危険住宅が、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱に定めるがけ地近接等危険住宅移転事業の対象となることを確認するために、市が、住民基本台帳その他の情報について調査すること、申請者等の個人情報等を、市が補助を受けるために関係官庁に報告することに同意します。また、市が、がけ地近接等危険住宅移転事業の内容について関係事業者等に確認することにも同意します。

記

- 1 危険住宅の所在地
- 2 補助金交付申請額 円
内 訳
危険住宅の除却等に要する経費 円
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業実施計画書（別記様式第1号の別紙）
 - (2) 事業実施に係る見積書（写し）
 - (3) 危険住宅の位置図及び配置図
 - (4) 危険住宅に係る登記事項証明書又は所有者が確認できる書類（写し）
 - (5) 移転先の住宅の位置図
 - (6) 危険住宅の建築年月日が確認できる書面（写し）
 - (7) 危険住宅の構造図又は危険住宅及び敷地に係る現況写真
 - (8) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありましたがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金について、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 危険住宅の所在地

2 補助金交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 交付決定通知日以降に、補助対象事業に着手すること。
- (2) 補助対象事業が適正に行われることを確認するため、必要があるときは、市長が現地において実施状況及び完了後の現況等を確認するものとする。
- (3) 前号に規定する確認について、補助対象事業を施工する工事施工者等は協力すること。

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書

年 月 日付け、 _____ により補助金交付決定を受けたがけ地近接等危険住宅移転事業について、下記のとおり変更したいので、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

危険住宅の所在地	
変更の理由	
変更の内容	
変更後補助申請額	円
変更後の事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類 変更の内容を確認できる書類

年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け、 により補助金の交付決定をし、 年 月 日付けで交付変更申請があったことについて、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

危険住宅の所在地	
変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
変更後の事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業中止届・廃止届

年 月 日付け、 _____ により補助金交付決定の通知を受けたがけ地近接等危険住宅移転事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

1 危険住宅の所在地

2 中止（廃止）をする理由

長岡京市長 様

申請者 〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業完了実績報告書

年 月 日付け、 _____ で交付決定されましたがけ地近接等危険住宅移転事業が完了したので書類を添えて報告します。

記

1 危険住宅の所在地

2 補助金交付決定額 _____ 円

3 事業実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から
_____ 年 _____ 月 _____ 日まで

4 添付書類

- (1) 事業実施報告書（別紙）
- (2) 危険住宅除却後の写真及び危険住宅に代わる住宅の写真
- (3) 危険住宅の除却等に係る領収書（写し）
- (4) 危険住宅の除却に係る工事請負契約書（写し）
- (5) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に係る工事請負契約書又は売買契約書（写し）
- (6) 金融機関等の融資契約書又はこれに代わる証明書（写し）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

事業実施報告書

1 申請者及び移転概要

申請者の氏名		電話番号	
申請者の住所			
移転先の住所			
移転日	年 月 日		

2 危険住宅の除却等に要する経費

工事契約日	年 月 日	除却完了日	年 月 日
除却工事 請負業者	住所		
	名称		
危険住宅の取壊しに要した費用			円
仮住居に要した費用			円
住居移転に伴う家財道具の運搬費			円
その他費用 ()			円
計 (①)			円
補助金額 (除却等経費)	円	② (千円未満切捨て) と第3条に定める補助限度額の いずれか少ない方の金額	

3 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費

(1) 建物

契約日	年 月 日	請負契約又は売買契約日	
着工日	年 月 日	完成日	年 月 日
請負業者 (工事業者・売渡人)	住所		
	名称		
工事(購入)費			円
自己資金			円
借入額			円
借入先 (金融機関名)			
返済期間	開始	年 月 日	
	完了	年 月 日	
	年数	年	
利率	%		
利息総額	円		
補助金額 (建物取得経費)	A 円	(千円未満切捨て)	

(2) 土地

売買契約日	年 月 日	
移転先の住所		
土地の購入先 (売渡人)	住所	
	名称 (氏名)	
土地購入価格	円	
自己資金	円	
借入額	円	
借入先 (金融機関名)		
返済期間	開始	年 月 日
	完了	年 月 日
	年数	年
利率	%	
利子総額	円	
予定補助金額 (土地経費)	B 円	(千円未満切捨て)

(3) 造成

請負契約日	年 月 日	完成日	年 月 日
造成工事 請負業者	住所		
	名称		
造成工事費	円		
自己資金	円		
借入額	円		
借入先 (金融機関名)			
返済期間	開始	年 月 日	
	完了	年 月 日	
	年数	年	
利率	%		
利子総額	円		
補助金額 (造成経費)	C 円	(千円未満切捨て)	

補助金額 (住宅建設等経費)	円	A+B+C の合計額と第3条に定める補助限度額の いずれか少ない方の金額
-------------------	---	---

年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け、 で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 危険住宅の所在地
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

年 月 日

長岡京市長 様

請求者 〒 _____
住所
氏名
電話番号

長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金支払請求書

年 月 日付け、 _____ で交付決定されましたがけ地近接等危険住宅移転事業が完了したので、長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第13条に基づき、次のとおり請求します。

補助年度 年度	補助金の名称 長岡京市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金
補助金交付確定額	円
今回交付請求額	円
添付書類 1 補助金交付確定通知書の写し 2 その他	上記補助金については、口座振替の方法により受領したいので、次へ振込みされるよう申し出ます。 金融機関名 _____ 支店 口座番号 普通・当座預金 _____ フリガナ _____ 口座名義人名 _____